

浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市条例第 28 号

浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例

浜田市議会委員会条例（平成 17 年浜田市条例第 306 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「総務文教委員会」を「総務委員会」に改め、「教育委員会」を削り、同項第 2 号中「福祉環境委員会」を「文教厚生委員会」に改め、「市民生活部」の次に「教育委員会」を加える。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙後初めて招集される議会の招集の日から施行する。